

令和 8 年 8 月 2 5 日 招 集

令和 8 年 第 4 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 1

議 案 号 番 号	件 名	備 考
1 1 9	財産の無償譲渡について	
1 2 0	薩摩川内市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
1 2 1	薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
1 2 2	財産の取得について	
1 2 3	薩摩川内市立幼稚園条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	
1 2 4	財産の取得について	
1 2 5	財産の取得について	
1 2 6	財産の取得について	
1 2 7	財産の取得について	
1 2 8	電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（建築）工事請負契約の変更について	
1 2 9	電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（電気設備）工事請負契約の変更について	
1 3 0	電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（空調設備）工事請負契約の変更について	
1 3 1	電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（機械設備）工事請負契約の変更について	
1 3 2	財産の取得について	
1 3 3	財産の取得について	
1 3 4	財産の取得について	
1 3 5	薩摩川内都市計画事業天辰第一地区土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例の制定について	
1 3 6	令和 8 年度薩摩川内市一般会計補正予算	予算書は別冊
1 3 7	令和 8 年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算	

1 3 8	令和 8 年度 薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算
1 3 9	令和 8 年度 薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算
1 4 0	令和 8 年度 薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算
1 4 1	令和 8 年度 薩摩川内市水道事業会計補正予算
1 4 2	令和 8 年度 薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算
1 4 3	令和 8 年度 薩摩川内市下水道事業会計補正予算

議案第 1 1 9 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1 譲渡する財産

- ・ 建物（物品一式を含む。）

所在地 薩摩川内市東郷町南瀬字城ヶ原 3 4 7 1 番地 1

構 造 木造セメント瓦ぶき平家建

延面積 9 9 . 7 2 平方メートル

評価額 2 , 1 8 3 , 7 5 3 円

2 譲渡の相手方 所在地 薩摩川内市東郷町南瀬 3 4 7 1 番地 1

名 称 南瀬中自治会

代表者 新 原 利 治

3 譲 渡 の 条 件 譲受人は、譲り受けた建物を南瀬中自治会の地域活性化の活動拠点として使用すること。

4 譲 渡 の 時 期 本議案の可決のとき。

提 案 理 由

本市が所有する建物を南瀬中自治会の地域活性化の活動拠点として無償譲渡することとしたいが、これについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

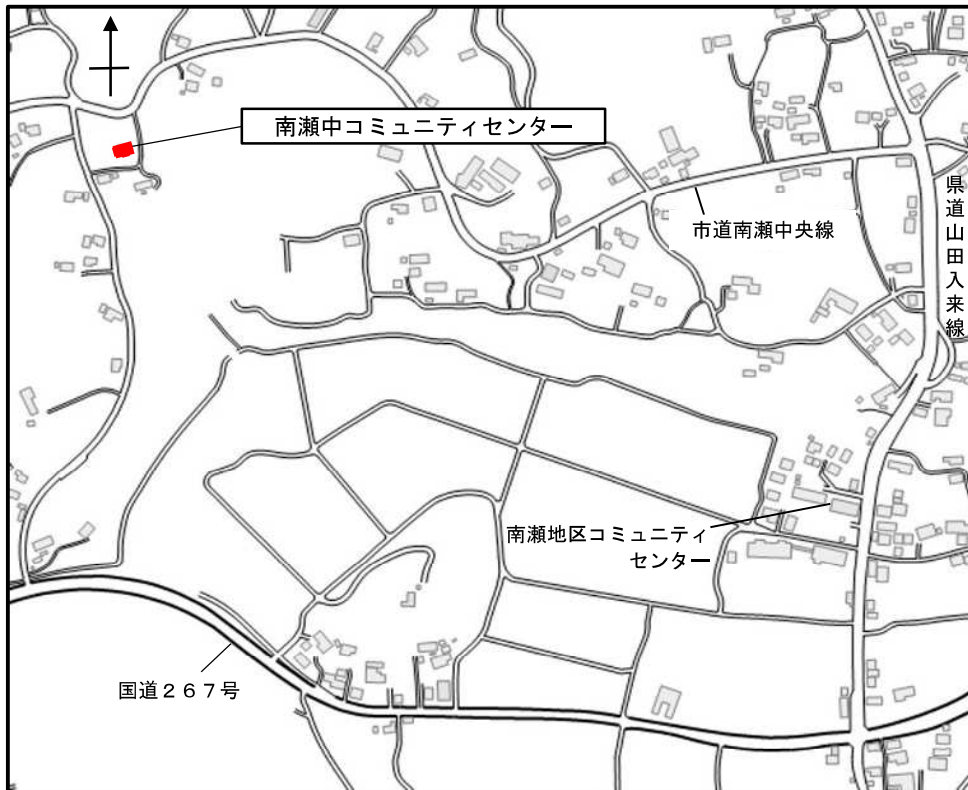
(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を・・・略・・・適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

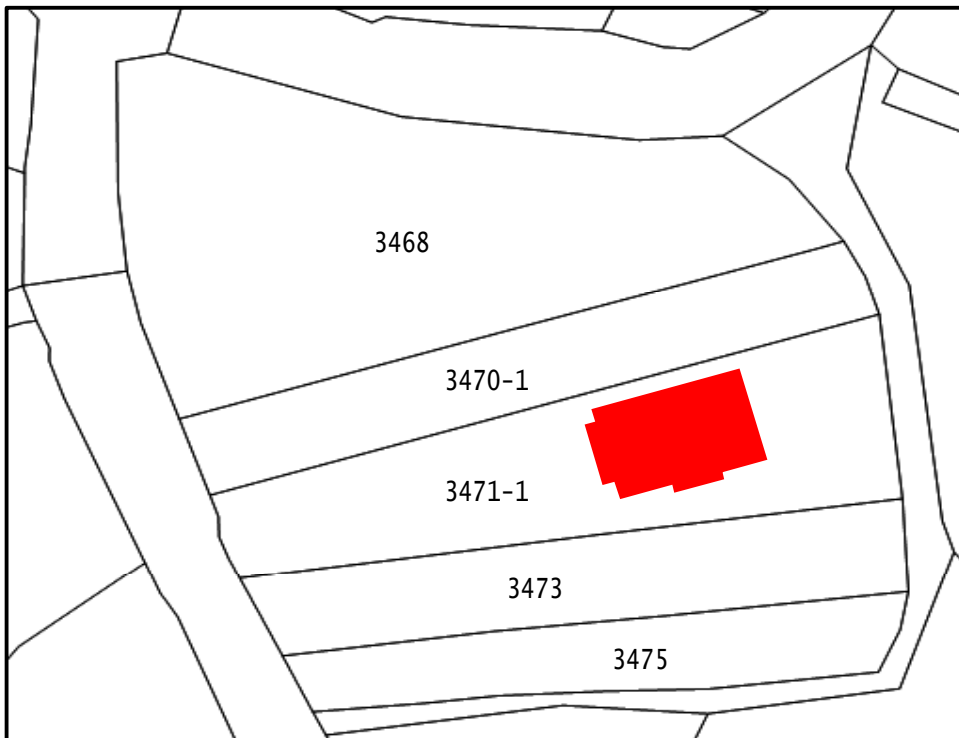
(7)～(15) 略

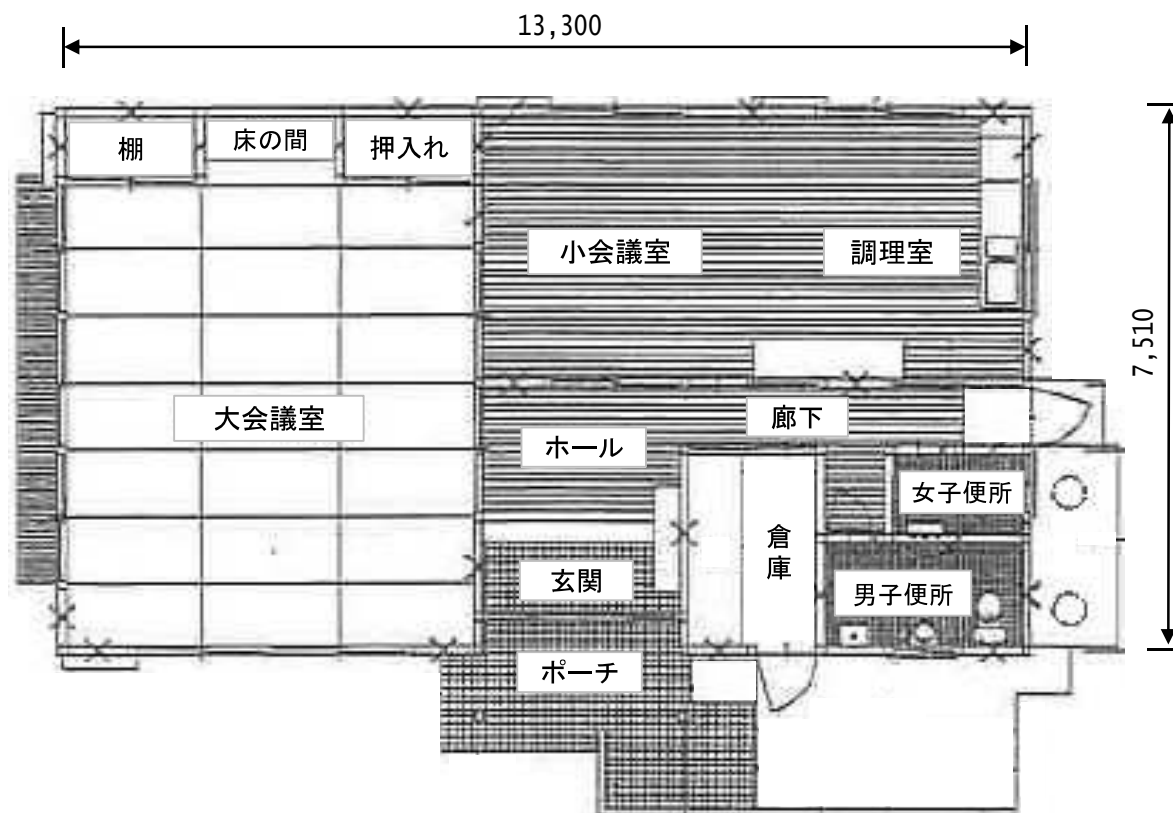
2 略

位置図



地籍図





平面図

議案第 120 号

薩摩川内市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

薩摩川内市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 86 号）の公布に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例

薩摩川内市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成１６年薩摩川内市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号を次のように改める。

(1) 地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号。以下「法施行規則」という。）第１８条の３第１項第６号に規定する職務代行者

第４条中「地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号。以下「法施行規則」という。）第２１条第２項」を「法施行規則第１８条の３第１項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第 1 2 1 号

薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

本市における旅費制度について、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号）の改正を円滑に反映させるため、宿泊費基準額に係る規定の見直しを行うほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例（令和 7 年薩摩川内市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）」を「規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限とした実費額」に改める。

第 19 条第 1 項第 1 号中「、旅行雑費」を削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 2 2 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	財 産 の 名 称	川内学校給食センターグランドケトル
2	数 量	4 台
3	取 得 価 格	7 7 , 9 9 0 , 0 0 0 円
4	取得の相手方	所在地 薩摩川内市原田町 1 8 番 2 1 号 会社名 株式会社川内厨房食器 代表取締役 三 角 文 孝

提 案 理 由

安心・安全な学校給食を提供するため、川内学校給食センターのグランドケトルを取得することとしたいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

取得財産の概要

グランドケトル（アーム式攪拌回転釜） 4 台

議案第 1 2 3 号

薩摩川内市立幼稚園条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について

薩摩川内市立幼稚園条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

令和 8 年 3 月に公布した薩摩川内市立幼稚園条例等の一部を改正する条例において、薩摩川内市立こしき幼稚園を設置する前に薩摩川内市立中津幼稚園を一時移転することとしていたが、当該一時移転を行う必要がなくなったため、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市立幼稚園条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

薩摩川内市立幼稚園条例等の一部を改正する条例（令和８年薩摩川内市条例第
５号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
第１条を削り、第２条の見出し及び条名を削る。

附則ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 2 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	財 産 の 名 称	透析装置
2	数 量	一式
3	取 得 価 格	5 0 , 8 2 0 , 0 0 0 円
4	取得の相手方	所在地 薩摩川内市平佐町 4 2 2 6 番地 1 会社名 株式会社横尾ムトウ 川内支店 支店長 坂 上 良 範

提 案 理 由

（仮称）上甕島診療所の新設に伴い、医療機器を整備するため、透析装置一式を取得することとしたいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

取得財産の概要

- ・ 透析装置一式
 - (1) 透析用水作製装置 一式
 - (2) 個人用透析液供給装置 5 台
 - (3) 浸透圧分析装置 一式
 - (4) トキシノメーター 一式

議案第 1 2 5 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	財 産 の 名 称	歯科機器
2	数 量	一式
3	取 得 価 格	3 1 , 3 5 0 , 0 0 0 円
4	取得の相手方	所在地 鹿児島市樋之口町 1 番 1 2 号 会社名 有限会社ハマダ歯科商店 代表取締役 濱 田 一 郎

提 案 理 由

（仮称）上甕島診療所の新設に伴い、医療機器を整備するため、歯科機器一式を取得することとしたいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

取得財産の概要

・ 歯科機器一式

- (1) 歯科用ユニット 3 台
- (2) 診療用コンプレッサー 一式
- (3) 歯科技工用電動式ハンドピース 一式
- (4) 画像参照モニター 3 台
- (5) 歯科用 X 線撮影装置 一式
- (6) 寒天コンディショナー 一式
- (7) 石膏自動練和器 一式
- (8) 超音波洗浄機 一式
- (9) 紫外線殺菌庫（バットタイプ） 一式
- (10) 紫外線殺菌庫（印象トレータイプ） 一式
- (11) バキュームミキサー 一式
- (12) ポータブルバキューム 一式
- (13) 診療用バキューム 一式
- (14) 技工用バキューム兼口腔外用サクション 一式
- (15) バイブレーター 一式
- (16) L E D 光重合器 一式
- (17) エアーガンキット 一式
- (18) モデルトリマー 一式
- (19) 歯科技工用電気レーズ 一式
- (20) 技工用マイクロスコープ 一式

議案第 1 2 6 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	財 産 の 名 称	X 線透視撮影装置
2	数 量	一式
3	取 得 価 格	2 4 , 2 0 0 , 0 0 0 円
4	取得の相手方	所在地 薩摩川内市平佐町 4 2 2 6 番地 1 会社名 株式会社横尾ムトウ 川内支店 支店長 坂 上 良 範

提 案 理 由

（仮称）上甕島診療所の新設に伴い、医療機器を整備するため、X線透視撮影装置一式を取得することとしたいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

取得財産の概要

- ・ 主要機器
 - (1) 透視撮影台
 - (2) X線高電圧装置
 - (3) 画像処理装置

議案第 1 2 7 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	財 産 の 名 称	マルチスライス C T 装置
2	数 量	一式
3	取 得 価 格	2 1 , 7 8 0 , 0 0 0 円
4	取得の相手方	所在地 薩摩川内市平佐町 4 2 2 6 番地 1 会社名 株式会社横尾ムトウ 川内支店 支店長 坂 上 良 範

提 案 理 由

（仮称）上甕島診療所の新設に伴い、医療機器を整備するため、マルチスライス C T 装置一式を取得することとしたいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

取得財産の概要

- ・ 主要機器
 - (1) 走査ガントリ
 - (2) X線複数列検出器
 - (3) X線管・X線発生装置

議案第 1 2 8 号

電源立地地域対策交付金事業上甑島診療所新築（建築）工事請負契約の変更について

令和 7 年 9 月 2 4 日の議決を経て締結した電源立地地域対策交付金事業上甑島診療所新築（建築）工事の請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	7 2 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円	8 0 0 , 5 5 5 , 0 0 0 円

提 案 理 由

電源立地地域対策交付金事業上甑島診療所新築（建築）工事について、施工内容等の一部を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更をしようとするものである。

これが本案提出の理由である。

参 考

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契約の相手方 | 宮内建設・宇都組特定建設工事共同企業体 |
| | 代表者 | |
| | 所在地 | 薩摩川内市上甕町小島2番地 |
| | 会社名 | 株式会社宮内建設 |
| | 代表取締役 | 神山真樹 |
| | 構成員 | |
| | 所在地 | 薩摩川内市大小路町80番8号 |
| | 会社名 | 株式会社宇都組 |
| | 代表取締役 | 宇都孝洋 |
| 2 | 工 事 名 | 電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（建築）工
事 |
| 3 | 工 事 場 所 | 薩摩川内市上甕町中甕地内 |
| 4 | 工 期 | 着 手 令和 7 年 9 月 2 4 日
完 成 令和 9 年 1 月 4 日 |

議案第 1 2 9 号

電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（電気設備）工事請負契約の変更について

令和 7 年 9 月 2 4 日の議決を経て締結した電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（電気設備）工事の請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	2 8 3 , 8 0 0 , 0 0 0 円	3 0 0 , 4 3 8 , 0 0 0 円

提 案 理 由

電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（電気設備）工事について、施工内容等の一部を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更をしようとするものである。

これが本案提出の理由である。

参 考

- | | | | |
|---|---------|-----------------------------------|---------------------|
| 1 | 契約の相手方 | 所在地 | 薩摩川内市西開聞町 1 7 番 4 号 |
| | | 会社名 | 株式会社永留電気工業 |
| | | 代表取締役 | 永 留 博 文 |
| 2 | 工 事 名 | 電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（電気設備）
工事 | |
| 3 | 工 事 場 所 | 薩摩川内市上甕町中甕地内 | |
| 4 | 工 期 | 着 手 | 令和 7 年 9 月 2 4 日 |
| | | 完 成 | 令和 9 年 1 月 4 日 |

議案第 1 3 0 号

電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（空調設備）工事請負契約の変更について

令和 7 年 9 月 2 4 日の議決を経て締結した電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（空調設備）工事の請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	2 4 4 , 0 4 5 , 8 2 4 円	2 4 9 , 3 4 3 , 0 0 0 円

提 案 理 由

電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（空調設備）工事について、施工内容等の一部を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更をしようとするものである。

これが本案提出の理由である。

参 考

- | | | | |
|---|---------|-----------------------------------|---------------------|
| 1 | 契約の相手方 | 所在地 | 薩摩川内市冷水町 4 5 7 番地 2 |
| | | 会社名 | 株式会社柴田設備 |
| | | 代表取締役 | 柴 田 淳 一 |
| 2 | 工 事 名 | 電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（空調設備）
工事 | |
| 3 | 工 事 場 所 | 薩摩川内市上甕町中甕地内 | |
| 4 | 工 期 | 着 手 | 令和 7 年 9 月 2 4 日 |
| | | 完 成 | 令和 9 年 1 月 4 日 |

議案第 1 3 1 号

電源立地地域対策交付金事業上甑島診療所新築（機械設備）工事請負契約の変更について

令和 7 年 9 月 2 4 日の議決を経て締結した電源立地地域対策交付金事業上甑島診療所新築（機械設備）工事の請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	2 1 6 , 9 2 0 , 0 0 0 円	2 3 3 , 5 3 7 , 0 0 0 円

提 案 理 由

電源立地地域対策交付金事業上甑島診療所新築（機械設備）工事について、施工内容等の一部を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更をしようとするものである。

これが本案提出の理由である。

参 考

- | | | | |
|---|---------|-----------------------------------|-------------------------|
| 1 | 契約の相手方 | 所在地 | 薩摩川内市矢倉町 4 6 5 9 番地 1 4 |
| | | 会社名 | 株式会社薩摩水道 |
| | | 代表取締役 | 芹ヶ野 裕 史 |
| 2 | 工 事 名 | 電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（機械設備）
工事 | |
| 3 | 工 事 場 所 | 薩摩川内市上甕町中甕地内 | |
| 4 | 工 期 | 着 手 | 令和 7 年 9 月 2 4 日 |
| | | 完 成 | 令和 9 年 1 月 4 日 |

議案第 1 3 2 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	財 産 の 名 称	水槽付小型動力ポンプ積載車
2	数 量	1 台
3	取 得 価 格	3 1 , 6 8 0 , 0 0 0 円
4	取得の相手方	所在地 鹿児島市松原町 1 2 番 3 2 号 会社名 鹿児島森田ポンプ株式会社 代表取締役 尾 曲 昭 二

提 案 理 由

水槽付消防ポンプ自動車の更新のため、水槽付小型動力ポンプ積載車を取得することとしたいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

取得財産の概要

1 車体型式等

4WD、シングルキャブ型

排気量 4,009cc

乗車定員 3名

2 主な装備資機材

小型動力ポンプ B-2級

ステンレス製水槽（容量1,400L）

アルミ製伸縮型はしご 1脚

照明器具 一式

背負い式消火水のう 3基

消防用ホース 6本

3 配備予定先

薩摩川内市消防団上甕分団振興局部

議案第 1 3 3 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	財 産 の 名 称	消防ポンプ自動車
2	数 量	1 台
3	取 得 価 格	2 7 , 5 0 0 , 0 0 0 円
4	取得の相手方	所在地 鹿児島市松原町 1 2 番 3 2 号 会社名 鹿児島森田ポンプ株式会社 代表取締役 尾 曲 昭 二

提 案 理 由

消防ポンプ自動車の更新のため、消防ポンプ自動車を取得することとしたいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

取得財産の概要

1 車体型式等

2WD、ダブルキャブオーバー型

排気量 1,998cc

乗車定員 6名

2 主ポンプ

インデューサー付1段ボリュートポンプ A-2級

3 主な装備資機材

ホース延長用資機材 1基

ステンレス製折畳式はしご 1基

消防用ホース 6本

照明器具 一式

サーチライト 2基

4 配備予定先

薩摩川内市消防団川内中央南分団中央一部

議案第 1 3 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	財 産 の 名 称	消防ポンプ自動車
2	数 量	1 台
3	取 得 価 格	2 7 , 5 0 0 , 0 0 0 円
4	取得の相手方	所在地 鹿児島市松原町 1 2 番 3 2 号 会社名 鹿児島森田ポンプ株式会社 代表取締役 尾 曲 昭 二

提 案 理 由

消防ポンプ自動車の更新のため、消防ポンプ自動車を取得することとしたいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

取得財産の概要

1 車体型式等

2WD、ダブルキャブオーバー型

排気量 1,998cc

乗車定員 6名

2 主ポンプ

インデューサー付1段ボリュートポンプ A-2級

3 主な装備資機材

ホース延長用資機材 1基

ステンレス製折畳式はしご 1基

消防用ホース 6本

照明器具 一式

サーチライト 2基

4 配備予定先

薩摩川内市消防団下甕北分団長浜部

議案第 1 3 5 号

薩摩川内都市計画事業天辰第一地区土地区画整理事業施行条例等の
一部を改正する条例の制定について

薩摩川内都市計画事業天辰第一地区土地区画整理事業施行条例等の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の公布
による土地区画整理法及び景観法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を図ろ
うとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内都市計画事業天辰第一地区土地区画整理事業施行条例等の
一部を改正する条例

(薩摩川内都市計画事業天辰第一地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第1条 薩摩川内都市計画事業天辰第一地区土地区画整理事業施行条例（平成16年薩摩川内市条例第266号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「第91条第3項」を「第90条の2」に改める。

(薩摩川内都市計画事業温泉場土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第2条 薩摩川内都市計画事業温泉場土地区画整理事業施行条例（平成16年薩摩川内市条例第267号）の一部を次のように改正する。

第5条中「薩摩川内市入来町浦之名33番地薩摩川内市入来支所内」を「薩摩川内市神田町3番22号薩摩川内市役所内」に改める。

第23条第2項中「第91条第3項」を「第90条の2」に改める。

(薩摩川内市景観条例の一部改正)

第3条 薩摩川内市景観条例（平成20年薩摩川内市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に、「同条第1項から第6項まで」を「同条第1項から第7項まで」に改める。

(薩摩川内市準景観地区条例の一部改正)

第4条 薩摩川内市準景観地区条例（平成25年薩摩川内市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第4号中「第8条第2項第4号ロ」を「第8条第2項第4号ハ」に改め、同項第5号中「第8条第2項第4号ハ」を「第8条第2項第4号ニ」に改める。

(薩摩川内都市計画事業天辰第二地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第5条 薩摩川内都市計画事業天辰第二地区土地区画整理事業施行条例（平成28年薩摩川内市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「第91条第4項」を「第91条第3項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中薩摩川内都市計画事業温泉場土地区画整理事業施行条例第5条の改正規定 公布の日
- (2) 第3条及び第4条の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条本文に規定する政令で定める日
- (3) 第1条の規定、第2条中薩摩川内都市計画事業温泉場土地区画整理事業施行条例第23条第2項の改正規定及び第5条の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に規定する政令で定める日